

# 市民委員会資料

所管事務の調査（報告）

生活文化会館条例の一部改正に関するパブリックコメント  
メント手続について

資料1 川崎市生活文化会館条例の一部改正（駐車場有料化）概要

資料2 パブリックコメント手続用資料

資料3 川崎市生活文化会館 駐車場等配置図

経済労働局

平成27年3月12日

# 川崎市生活文化会館条例の一部改正(駐車場有料化) 概要

## 1 現状

### (1) 川崎市生活文化会館 概要

ア 本市技能職者の拠点施設として建設され、現在は、就業支援施設、福祉施設等も入居する技能振興・雇用・中小企業振興・福祉の複合施設。

イ 所在地：高津区溝口1丁目6番10号

ウ 平成8年4月開館（旧高津区役所を改装）

エ 平成18年4月 指定管理者制度導入

オ 現在の指定管理者（第2期）

公益財団法人神奈川県労働福祉協会

※平成28年4月から第3期目の指定管理制度導入



### (2) 駐車場の現状

ア 駐車台数 17台

(ア) 一般用13台

- ・正面4台  
(内軽専用1台)
- ・建物裏側9台

(イ) 利用時間と実績

9時から22時

(施設開館時間)

(建物正面・一般用)



(建物裏側・一般用)



<平成26年度上半期(4月～9月) 駐車実績>

(単位：台)

	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	合計
合計	873	1266	1258	563	253	143	86	186	80	34	8	19	5	4774

※1日平均26台利用

(ウ) 入居団体用4台(建物裏側)

福祉パル高津3台

老人施設事業協会1台

イ 料金：無料



### (3) 有料化の背景

ア 自動車で来館される方々が無料で利用する駐車場については、バスや電車等の公共交通機関を利用する方との公平性など受益者負担の観点から課題がある

イ 平成19年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を定め、平成21年度から市役所・区役所、平成25年度からスポーツセンターの駐車場有料化を開始した。

ウ 平成27年4月から生活文化会館隣接の高津県税事務所にて駐車場有料化を予定している。

エ 生活文化会館裏側駐車場のコイン式駐車場施設の老朽化により更新が必要である。

オ 目的外使用の利用が見受けられる。

## 2 条例改正の方針等

### (1) 一般用駐車場

ア 受益者負担の公平性、適正利用、そして市有財産の有効活用を図るため、平成28年4月から有料化することで利用の適正化を図る。

イ 料金の設定は、施設の利用者について一定時間を無料とし、周辺の有料駐車場を参考とし、適正な料金となるよう検討する。

＜周辺駐車場の料金＞

8時～22時：200円～500円/H、22時～8時：100円～400円/H

ウ 駅の近隣施設のため24時間利用可能とする。

エ 管理運営は指定管理者が行う。

### (2) 入居団体用駐車場

行政財産目的外使用許可にて入居団体へ有料で貸付を行う。

### (3) 条例改正の内容

一般用駐車場の駐車場使用料を追加する。

## 3 改正のスケジュール

平成27年3月～4月 パブリックコメントの実施（3月20日(金)～4月24日(金)）

6月 条例改正案の提案

7月 条例公布、第3期指定管理者 募集

12月 第3期指定管理者 決定（12月議会）

平成28年1月～3月 駐車場有料化に向けての対応

平成28年4月 条例施行、第3期指定管理期間開始、有料化開始

## 4 パブリックコメントの概要

### (1) 募集期間

平成27年3月20日(金)～4月24日(金)

### (2) 閲覧場所

市ホームページ、生活文化会館、各区役所・出張所、市民館、図書館、かわさき情報プラザ

### (3) 意見提出方法

電子メール、郵送、ファックス、持参

## 5 添付資料

資料2 パブリックコメント手続用資料

資料3 生活文化会館駐車場等配置図

## ～川崎市生活文化会館条例の一部改正について～ (駐車場の有料化) 市民の皆様の御意見を募集します

川崎市生活文化会館（愛称：てくのかわさき）は市内技能職者の拠点として、また、技能職者と市民の交流施設として平成9年に開館し、平成18年度から指定管理者制度を導入し、多くの市民の方々に御利用いただいています。

このたび、自動車で来館される方々に無料で利用いただいている駐車場につきまして、受益者負担の公平性、適正利用、そして市有財産の有効活用を図るため、駐車場の有料化を検討しています。

つきましては、利用料金の規定がある川崎市生活文化会館条例の一部改正の考え方について、市民の皆様の意見を募集します。

### 背景と目的

川崎市生活文化会館では開館以来、来館者の方々が使用される駐車場につきましては無料で御利用いただいています。

本市では、平成19年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を定め、受益者負担の公平性確保、市有財産の有効活用、駐車場の適正利用の観点から、市役所・区役所駐車場は平成21年5月から、スポーツセンターは平成25年4月から有料化され、市民プラザは平成27年1月から有料化を予定しています。

また、川崎市生活文化会館の裏側駐車場で使用している機械については老朽化して設備の更新が必要となっております。

これらを踏まえ、現在、無料で御利用いただいている駐車場について、受益者負担の公平性、市有財産の有効活用などの観点から有料化を行い、新たな機械を設置することで、利用適正化を図ります。

### 見直しを行う内容

○現在、無料としている川崎市生活文化会館の駐車場利用料金を、**施設の利用者について一定時間は無料とし、一定時間の経過後は有料**とします。

○料金の設定は、近隣の有料駐車場を参考とし、**適正な料金となるよう検討**します。

※ なお、川崎市生活文化会館については、民間事業者が管理運営を行う指定管理者制度を導入しているため、駐車場についても指定管理者が管理運営を行い、適正利用を推進することとします。

## スケジュール

- 平成28年4月の利用分から有料化を予定しています。
- 見直しに向け、市政だよりや市ホームページ、生活文化会館の利用者へのチラシ配布などを行い、広くお知らせをします。

## 意見の募集

- 1 意見募集期間  
平成27(2015)年3月20日(金)～4月24日(金)  
※郵送の場合は4月24日(金)の消印有効です  
※持参の場合は、土日祝日を除く、8時30分から17時15分までにお持ちください
- 2 資料の閲覧場所  
市ホームページ、生活文化会館、各区役所・出張所、市民館、図書館  
かわさき情報プラザ
- 3 意見提出方法  
電子メール(市ホームページのパブリックコメント専用フォーム利用)、FAX、郵送、持参  
※意見書の書式は自由です。  
※必ず下記3事項を明記してください。
  - 1 題名
  - 2 氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)
  - 3 連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)
- 4 提出先・お問合せ先  
川崎市経済労働局労働雇用部技能奨励担当  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 6階  
※平成26年8月18日(月)移転しました  
電話 044-200-2242 Fax044-200-3598
- 5 注意事項
  - ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
  - ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理されます。
  - ・御意見の概要等を公表する際に、個人情報を公開することはありません。
  - ・電話や口頭での御意見の提出は御遠慮願います。

# 川崎市生活文化会館 駐車場等 配置図

